

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
省 略 用 語 例 所得税基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。 法.....所得税法 令.....所得税法施行令 規則.....所得税法施行規則 措置法.....租税特別措置法 措置法令.....租税特別措置法施行令 通則法.....国税通則法 耐用年数省令.....減価償却資産の耐用年数等に関する省令 負担軽減措置法.....経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき 所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律 <u>旧資産流動化法.....特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律</u> 法第9条の2《老人等の郵便貯金の利子所得の非課税》関係 （確認書類の範囲） 9の2 - 1 (1)	省 略 用 語 例 所得税基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。 法.....所得税法 令.....所得税法施行令 規則.....所得税法施行規則 措置法.....租税特別措置法 措置法令.....租税特別措置法施行令 通則法.....国税通則法 耐用年数省令.....減価償却資産の耐用年数等に関する省令 負担軽減措置法.....経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき 所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律 法第9条の2《老人等の郵便貯金の利子所得の非課税》関係 （確認書類の範囲） 9の2 - 1 (1)

イ
ロ
ハ
ニ
ホ
ヘ
ト
チ
リ
ヌ
ル
ヲ
ワ
カ
ヨ
タ
レ知的障害者.....
ソ

- (2)
(3)
(4)
(5)

法第10条《老人等の少額預金の利子所得等の非課税》関係

(有価証券の預入等をする日の意義)

10 - 11

- (1)
(2)
(3) 投資信託.....
(4) 特定目的信託の社債的受益証券 その設定日又は受渡日

(注) 特定公募公社債等運用投資信託の受益証券については、上記(3)に掲げる日に
よる。

イ
ロ
ハ
ニ
ホ
ヘ
ト
チ
リ
ヌ
ル
ヲ
ワ
カ
ヨ
タ
レ精神薄弱者.....
ソ

- (2)
(3)
(4)
(5)

法第10条《老人等の少額預金の利子所得等の非課税》関係

(有価証券の預入等をする日の意義)

10 - 11

- (1)
(2)
(3) 証券投資信託.....

(非課税貯蓄みなし廃止通知書等の書式)

10 - 28

[様式 1]

非課税貯蓄みなし廃止通知書									
税務署長殿				平成 年 月 日					
貯蓄の 受入機 関の営 業所等	所在地								
	名称								
	営業所番号								
下記の者につき所得税法施行令第45条第4項の規定により、非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされたので、同条第5項の規定により、この旨通知します。									
郵便番号	〒		-						
フリガナ									
住所									
フリガナ					生年	平成	昭和	大正	明治
氏名					月日	年	月	日	
最高限度額	万円	種別	1. 預貯金		2. 合同運用信託				
			3. 有価証券		4. 特定公社債 等運用投資信託				
非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされる日					平成	年	7	月	7
(摘要)									

(用紙 日本工業規格 A6)

(非課税貯蓄みなし廃止通知書等の書式)

10 - 28

[様式 1]

非課税貯蓄みなし廃止通知書									
税務署長殿				平成 年 月 日					
貯蓄の 受入機 関の営 業所等	所在地								
	名称								
	営業所番号								
下記の者につき所得税法施行令第45条第4項の規定により、非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされたので、同条第5項の規定により、この旨通知します。									
郵便番号	〒		-						
フリガナ									
住所									
フリガナ					生年	平成	昭和	大正	明治
氏名					月日	年	月	日	
最高限度額	万円	種別	1. 預貯金		2. 合同運用信託				
			3. 有価証券						
非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされる日					平成	年	7	月	7
(摘要)									

(用紙 日本工業規格 A6)

[様式 2]

非課税貯蓄者死亡通知書									
税務署長殿 平成 年 月 日									
貯蓄の 受入機 関の営 業所等	所 在 地								
	名 称								
	営 業 所 番 号								
下記の者が死亡しましたので、所得税法施行令第46条第2項の規定により、この旨通知します。									
郵便番号									
フリガナ 住 所									
フリガナ 氏 名			生年 月 日	平成 年 月 日	昭和 年 月 日	大 正 年 月 日	明 治 年 月 日		
種 別	1. 預 貯 金	2. 合 同 運 用 信 託	最 高 限 度 額	1. 預 貯 金	万 円				
	3. 有 価 証 券	4. 特 定 公 益 公 社 債 等 運 用 投 資 信 託		2. 合 同 運 用 信 託					
死亡年月日	平成 年 月 日			4. 特 定 公 益 公 社 債 等 運 用 投 資 信 託					
死亡届出書 受 理 日				平成 年 月 日					

(用紙 日本工業規格 A6)

法第11条《公共法人等及び公益信託に係る非課税》関係

(非課税申告書の包括的記載及び継続的効力)

11 - 1利子若しくは収益の分配又は利益の配当.....、公社債投資信託、措置法第 8 条の 2 第 1 項第 1 号《公募投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等》に掲げる証券投資信託若しくは公社債等運用投資信託の受益証券、法第224条の 3 第 2 項第 6 号《株式等の譲渡の対価の受領者の告知》に規定する

[様式 2]

非課税貯蓄者死亡通知書									
税務署長殿 平成 年 月 日									
貯蓄の 受入機 関の営 業所等	所 在 地								
	名 称								
	営 業 所 番 号								
下記の者が死亡しましたので、所得税法施行令第46条第2項の規定により、この旨通知します。									
郵便番号									
フリガナ 住 所									
フリガナ 氏 名			生年 月 日	平成 年 月 日	昭和 年 月 日	大 正 年 月 日	明 治 年 月 日		
種 別	1. 預 貯 金	2. 合 同 運 用 信 託	3. 有 価 証 券	最 高 限 度 額	1. 預 貯 金	万 円			
					2. 合 同 運 用 信 託				
死亡年月日	平成 年 月 日			3. 有 価 証 券					
死亡届出書 受 理 日				平成 年 月 日					

(用紙 日本工業規格 A 6)

法第11条《公共法人等及び公益信託に係る非課税》関係

(非課税申告書の包括的記載及び継続的効力)

11 - 1利子又は収益の分配.....又は証券投資信託.....又は受益証券.....

社債的受益証券又は措置法第37条の15第1項第3号《公社債等の譲渡等による所得の課税の特例》に規定する特定の投資法人の同号に規定する投資口.....、受益証券又は投資口.....

(1)

(2)

(注)

(非課税申告書の効力)

11 - 2利子等.....

(登録期間等の通算)

11 - 3又は登録((1)、(3)又は(4)に掲げる者が登録した国債については、措置法第5条の2第4項第6号《一括登録国債の利子の課税の特例》に規定する一括登録に限る。)をした.....当該期間((4)に掲げる.....).....利子等.....

(1)

(2)

(3) 措置法第5条の2第1項の規定により、一括登録国債の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人（同項の適用を受ける国債の登録期間を通算する場合に限る。）

(4)

(5)

(6)

(非課税申告書等の税務署長への送付等)

11 - 4利子等.....

法第24条《配当所得》関係

(利益の配当又は剰余金の分配に含まれるもの)

24 - 1「利益の配当.....」.....

法第36条《収入金額》関係

(1)

(2)

(注)

(非課税申告書の効力)

11 - 2利子又は収益の分配.....

(登録期間等の通算)

11 - 3又は登録をした.....当該期間((3)に掲げる.....).....利子又は収益の分配.....

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(非課税申告書等の税務署長への送付等)

11 - 4利子又は収益の分配.....

法第24条《配当所得》関係

(利益の配当又は剰余金の分配に含まれるもの)

24 - 1「利益.....の配当.....」.....

法第36条《収入金額》関係

(配当所得の収入金額の収入すべき時期)

36 - 4

- (1)、資産の流動化に関する法律第102条第 1 項《中間配当》又は旧資産流動化法第102条第 1 項《中間配当》の規定による.....
- (2)
- (3)
- (4)

法第164条《非居住者に対する課税の方法》関係

(非居住者に対する課税関係の概要)

164 - 1

〔表 5〕 非居住者に対する課税関係の概要
(略)

(注) 1 措置法第37条の10の規定.....適用される。

- 2
- 3一定の割引債 (特定短期国債等を除く。).....
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8公募投資信託等.....特定投資法人の投資口の配当等については、15%の税率による源泉分離課税が適用される。
- 9 (投資信託又は特定目的信託の収益の分配及び特定投資法人の.....
.....)
- 10 (源泉分離課税が適用されるものを除く。)

(配当所得の収入金額の収入すべき時期)

36 - 4

- (1)又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第102条第 1 項《中間配当》の規定による.....
- (2)
- (3)
- (4)

法第164条《非居住者に対する課税の方法》関係

(非居住者に対する課税関係の概要)

164 - 1

〔表 5〕 非居住者に対する課税関係の概要
(略)

(注) 1 措置法第37条の10及び第37条の11の規定.....適用され、株式等のうち上場株式等の譲渡による所得については20%の税率で源泉分離課税の選択が認められる。

- 2
- 3特定の割引債.....
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8証券投資信託 (私募証券投資信託及び特定株式投資信託を除く。).....
.....特定証券投資法人の投資口の配当等については、源泉分離課税が適用される。
また、これらの規定により証券投資信託 (私募証券投資信託及び特定株式投資信託を除く。) の収益の分配に係る配当等又は特定証券投資法人の投資口の配当等については、15%の税率が適用される。
- 9 (特定証券投資法人の.....)
- 10 (私募証券投資信託及び特定株式投資信託の収益の分配並びに特定証券投資法人以外の証券投資法人の投資口の配当等に限る。)

法第174条《内国法人に係る所得税の課税標準》関係

(高度の障害の範囲)

174 - 7感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 2 項から第 4 項《感染症の定義》に規定する感染症.....

法第181条から第223条まで (源泉徴収) 共通関係

(役員が未払賞与等の受領を辞退した場合)

181 ~ 223 共 - 3

- (1)
- (2)
- (3)民事再生法の規定による再生手続開始の決定.....
- (4)
- (5)

法第181条《源泉徴収義務》関係

(株式の配当、投資信託等の収益の分配に対する税額の簡易計算)

181 - 2その配当又は.....

- (1)
- (2)
- (3)投資信託又は特定目的信託.....

法第183条から第193条まで (源泉徴収義務及び徴収税額並びに年末調整) 共通関係

(非常勤の政府職員の給与等に対する税額の計算)

183 ~ 193 共 - 6《非常勤職員の給与》.....

法第204条《源泉徴収義務》関係

(支払を受ける者が法人以外の団体等である場合の法第204条の規定の適用)

法第174条《内国法人に係る所得税の課税標準》関係

(高度の障害の範囲)

174 - 7伝染病予防法第 1 条第 1 項及び第 2 項《伝染病の意義》に規定する疾病.....

法第181条から第223条まで (源泉徴収) 共通関係

(役員が未払賞与等の受領を辞退した場合)

181 ~ 223 共 - 3

- (1)
- (2)
- (3)和議法の規定による和議の開始決定.....
- (4)
- (5)

法第181条《源泉徴収義務》関係

(株式の配当、証券投資信託の収益の分配に対する税額の簡易計算)

181 - 2その配当等又は.....

- (1)
- (2)
- (3)証券投資信託.....

法第183条から第193条まで (源泉徴収義務及び徴収税額並びに年末調整) 共通関係

(非常勤の政府職員の給与等に対する税額の計算)

183 ~ 193 共 - 6《非常勤職員の給与等》.....

法第204条《源泉徴収義務》関係

(支払を受ける者が法人以外の団体等である場合の法第204条の規定の適用)

204 - 1場合を除き、.....

(1)

(2)

(企業診断員の範囲)

204 - 15中小企業支援法.....

法第205条《徴収税額》関係

(賞品の評価)

205 - 9

(1)投資信託若しくは特定目的信託.....

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

204 - 1場合のほか、.....

(1)

(2)

(企業診断員の範囲)

204 - 15中小企業指導法.....

法第205条《徴収税額》関係

(賞品の評価)

205 - 9

(1)若しくは証券投資信託.....

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)